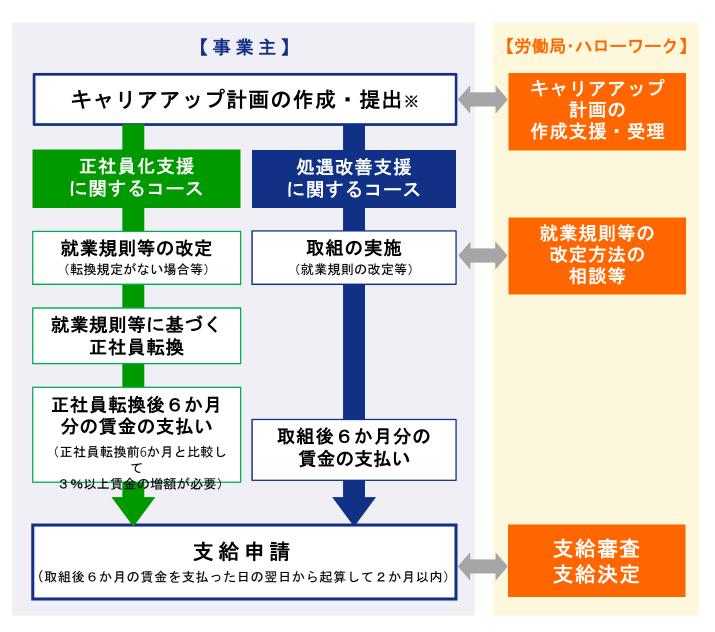
キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度7月)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

		助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額			
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を 正社員化(※) し た場合(1人当たり)		重点支援対 象者 ★	左記以外	重点支援; 象者 ★		記以外	
			①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30	万円	
		 	②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15	万円	
		者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。 ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。	★ 以下a~cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※正社員転換等制度を新たに母定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)						
	障害者正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者等を正 規雇用労働者等に転換した場合 (1人当たり) ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤 務地限定・職務限定・短時間正社員)」 を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合						
			有期 → 正規	1207	万円	90万円			
			有期 → 無期 60万円		45万円				
			無期 → 正規	60万円		45万円			
			② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合						
			有期 → 正規	907	90万円		67.5万円		
			有期 → 無期	457	45万円		33万円		
			無期 → 正規	45万円			33万円		
			※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該 賃金の総額を上限額として支給します。						
処遇改善支援	賃金規定等改定 コース	有期雇用労働者等の基本給の 賃金 規定等を3%以上増額改定 し、そ の規定を適用させた場合 (1人当たり)	3%以上4%未満	4万	円	2.6万円			
			4%以上5%未満	5万	円	3.3万円			
			5%以上6%未満	6.57	5円	4.3万円			
			6%以上	7 万	i 円	4.6万円			
			※「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)						
	賃金規定等 共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用労働者と の共通の賃金規定 等を新たに規定・適 用した場合	1事業所当たり	607	5 円	45万円			
	賞与・退職金 制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職 金制度を導入 し、支給または積立を実 施した場合	1事業所当たり	407	円	30万円			
			※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円 (大企業の場合、12.6万円)						
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組 を行った場合 (1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった	手当等支給 メニュー						
		際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延 長を行った場合	併用メニュー	507	門	37.5万円			
		②労働時間を延長して新たに社会保険 の被保険者とした場合	労働時間延長 メニュー	307	5円	22.5万円			
	NEW 短時間労働者労 働時間延長支援 コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①~④のいずれ かの取組を行った場合(1人当た り) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右 の①②のいずれかの取組を行った場 合 (1人当たり)	労働時間の延長	賃金の	増加	小規模企業	中小企業	大企業	
			①5時間以上	_	-		40万円	30万円	
			1 ②4時間以上 年 5時間未満	5 %!	以上	50-			
			③3時間以上 4時間未満	10%	以上	50万円			
			④2時間以上 3時間未満	15%J	以上				
			①労働時間をさら	_					
			2 に2時間以上延長 年 -	②基本給をさら	に5%以上増	25万円	20万円	15万円	

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の前日までに「キャリア アップ計画」の提出が必要です。



- ※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。
- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認く ださい。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の 取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせくだ さ

キャリアアップ助成金



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省 繁 キャリアアップ助成金 鬻



♥ 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワー